

応急手当普及員講習が受講しやすくなりました！

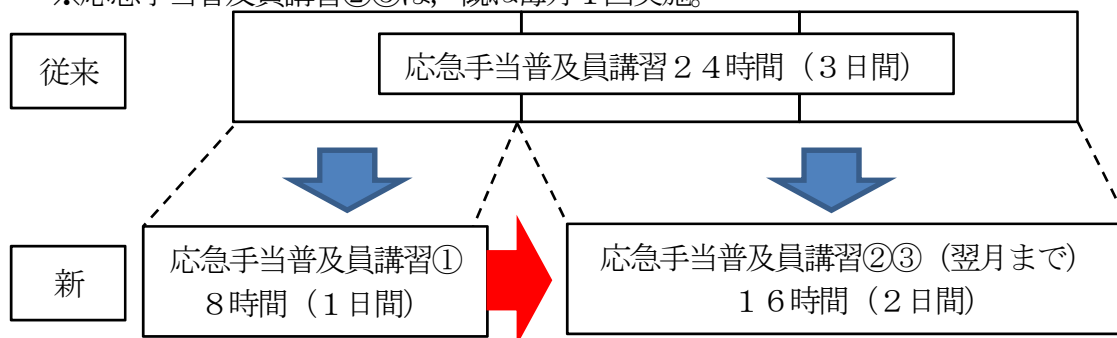
いままで・・・

応急手当普及員講習は、平日3日間連続受講が必要でしたが・・・

応急手当普及員講習①（1日間）受講して、翌月までの応急手当普及員講習②③（2日間）を受講することで、資格を取得できるようになりました！

※応急手当普及員講習①は、概ね毎月1回～2回実施。

※応急手当普及員講習②③は、概ね毎月1回実施。



応急手当普及員講習の申込みから認定までの流れ

申込み

1. 応急手当普及員講習①
 2. 応急手当普及員講習②③
- ※同時申込みが必要

受講

普及員講習①

翌月までに受講

普及員講習②③

※応急手当普及員講習①受講後、翌月までの応急手当普及員講習②③（2日間）を受講できない場合は、最初から受講していただく必要があります。

申込例：

9月26日（水）、27日（木）の応急手当普及員講習②③（2日）を受講したい！

8月・9月に開催される応急手当普及員講習①（8時間）のいずれか1つを同時申し込み。

⇒ 応急手当普及員講習① ⇒ 応急手当普及員講習②③（2日間）受講で、資格認定。

※講習の日程については、「平成30年度応急手当普及員講習会日程表」をご覧ください。